

## 江戸時代の徒刑制度―自由刑の誕生とその系譜―

國學院大學日本文化研究所教授

高 塩 博

### はじめに

ただいまご紹介いただきました高塩でございます。この学会は明治聖徳記念学会ということで、明治天皇の聖徳を顕彰するという目的をもっていると思いますが、本日お話し申し上げるのは明治時代の話ではございません。江戸時代の刑罰の話です。皆さまの抱いておられる江戸時代の刑罰のイメージと、私が申し上げる事柄とが果たしてどのように重なり合うのか又は異なるのか、その辺をお聴きいただければ幸いに存じます。

江戸時代の刑罰というと、皆さんの脳裏にすぐ浮かぶのは、たとえば火あぶりの刑とか、磔、あるいは引廻しのうえ獄門、遠島などという言葉だと思いますが、これから申し上げるのはそれらとは趣を異にいたします。

### 一、「徒刑」という名の自由刑

徒刑という刑罰は、犯罪者を収容施設に拘禁して一般社会から隔離し、その収容期間中には強制労働を科すという

ものです。したがって、外形的にみますと、現在行われている懲役と同じと考えてよいと思います。ただ、徒刑の具体的な中身をよくみていきますと、現在の懲役に全く同じかどうかは少し疑問があります。しかし、結論的にいえば現在の懲役につながる刑罰と考えてよいと思います。犯罪人を一般社会から隔離して、社会生活の自由を束縛いたしますので、これを自由刑の一種と見ているわけです。生命を奪う死刑を生命刑と呼びますので、そういうのに呼応して、自由を剝奪する徒刑を自由刑と呼んでいるのです。

江戸時代の日本は、幕府および二百数十の藩で成り立っている国家ですので、各藩はこのような自由刑に対して様々な名称を用いております。たとえば、「徒刑」と呼ぶのは外様大名細川家の熊本藩、家門松平家の会津藩、譜代大名井伊家の彦根藩などです。「徒刑」と称するのはいずれも外様大名の鍋島家佐賀藩、上杉家米沢藩、溝口家新発田藩などであり、外様大名藤堂家の津藩では「揚り者」という名称を使っています。また、このような自由刑の執行場を幕府や譜代大名牧野家の長岡藩では「寄場」と称し、譜代大名酒井家の庄内藩は「人足溜場」と唱えています。このように、様々な呼称が見られますが、犯罪者を収容施設に拘禁して強制労働を科するという江戸時代の刑罰をここでは「徒刑」と呼んでおきます。

## 二、熊本藩の「眉なし」と「徒刑」

この徒刑を最初に創設したのが熊本藩です。熊本藩では、八代目の細川重賢という藩主の時に宝暦の藩政改革というものを行ないます。宝暦年間には十八世紀半ばです。刑事司法に関する改革も藩政改革の柱の一つとなっていました。この時につくった刑法典を「御刑法草書」といい、これは宝暦五年（一七五五）にできております（本文五八条付録一参）。最初に編纂した刑法典は応急的に作ったものですから、さらに整備して体系的なものにしたものが、宝暦十一

年中に施行されています。これを「刑法草書」と呼び、八編九五条目一四二条から成り立っています。宝暦五年の法典の中には「眉なし」、同十一年には「徒刑」という刑罰を定めたのです。

### 追放刑の廃止

熊本藩が「眉なし」「徒刑」を創設した大きな理由の一つとして、追放刑の矛盾と弊害を指摘することができると思います。江戸時代は一般に、死刑と追放刑が刑罰の中心を占めていました。死刑は、われわれの社会にとって都合な人間を抹殺し、追放は不都合な人間を排除する刑罰です。排除するといっても、幕府の遠島のように八丈島のような離れ島に流す刑罰もありますが、これはむしろ特殊な追放刑と見るべきで、島を持たない諸藩では、山間部に追いやるとか僻地に追いやるわけで、こちらの方が江戸時代において大多数を占める追放刑であったのです。

この追放刑は犯罪人にとって何の懲らしめにもならないといいますが、刑罰としての効果が非常に薄いのです。それから、追放地に指定された地域は、いくら僻地であるといっても犯罪人に次々とやってこられては困ります。犯罪人本人は生活の本拠地から遠ざけられるのですから、追放されたその日から飢えと寒さにさいなまれるわけです。したがって、追放に処された者は再び盗みを働き、あるいは親類や知人など頼って再び自分の生活していた本拠地に戻ってきます。戻ってくるということは「立帰り」といって、この行為そのものが犯罪ですので、これが見つかって逮捕されれば今度はさらに遠くの地域に追放される。そうするとますます生活に困りますので、またしても盗みや博奕などの犯罪をくり返し、これが三犯、四犯となりますと、やがては死刑という結末が待っているということになります。

追放刑は幕府でも現行法として最後まで残っております。全国の諸藩でも追放刑を廃止することができない藩のほうが多かったろうと思います。しかし、その追放刑という刑罰の矛盾と弊害は目に見えて明らかですから、萩生徂來をはじめとして、何人かの学者は追放刑のはなはだ具合の悪いことを指摘しております。熊本藩でもやはりこのこと

を自覚していました。宝暦改革の推進者で「御刑法草書」を編纂した堀平太左衛門という人物は、追放刑の弊害について次のように述べております。「追放に処された者は衣食の便を失うこといよいよ切なれば、たとえ悪を改悛せんと欲する者も飢寒に耐えざるの憂いやむことなく、盗み心ついに復生し所在の地の害となる」と。したがって、追放刑という刑罰は一つの国の中で害をここからあそこへ移すだけだ。そういう処遇をして再犯に及んだ者を更に遠くの地域に追放する。このようにして、やがて追放刑の者を死刑に処したならば、犯罪人をおとしあな 穿すに落し入れて殺すようなものだと。堀平太左衛門は、追放刑のはなはだよろしくないことをこのように戒めたのでした。

そういうわけで、熊本藩では従来、死刑と追放刑の二種類が刑罰の中心でしたが、宝暦五年の「御刑法草書」をもって追放刑を原則的に廃止したのです。

### 「眉なし」と「徒刑」

その代わりに設けたのが「眉なし」の刑というものです。この刑罰は、一年から三年までの五等級があり、その期間、施設に拘禁して強制労働に従事させるのです。収容期間中は眉毛を剃りまして、髪の毛もちよんまげ 丁髷ぢやうまげではなく、散切さんきりの総髪です。総髪というのは、大相撲の力士がまげを結わないような状態のときです。江戸時代には力士とか、山伏とか医者といった特殊な身分の人々が総髪にしました。徒刑囚は眉毛もないわけです。つまり、異様な身なりをさせて逃亡を防止すると同時に、受刑者本人にも徒刑囚であるという自覚を促す意味合いを持たせたのだらうと思います。

宝暦十一年の「刑法草書」は、「眉なし」を「徒刑」と改称して、笞刑を併せ科す八等級の刑罰としました。最も軽い徒刑が笞打ち六十に徒一年、その上が笞七十徒一年半、笞八十徒二年、笞九十徒二年半、笞百徒三年です。さらに重い徒刑につきましては、入墨をも併科します。熊本藩の入墨を「刺墨」といいます。刺墨笞百徒三年、類刺墨笞百徒三年、類刺墨笞百雑戸の順です。「類」はソウと発音し、額という意味です。額と同じ意味の古い文字です。ですから、類刺墨るいしほくと呼んでいます。額に矢印の入墨を施すのです。熊本ではこれを剣先と言っており、三センチほどの

入墨を施します。江戸時代の髪型には前髪がありませんから、非常に目立つわけです。

「刑法草書」は賤民のことを雑戸と称しています。ですから、最も重い徒刑は身分を賤民に落とす刑罰なのです。入墨は一生消えないものです。雑戸刑も終身刑です。しかしやがて、熊本藩は改悛の情顕著な者について入墨を抜く除墨の制度を設け、これに遅れて雑戸の身分を平民に戻すという措置も取られるようになりました。

徒刑の判決を受けた者を長六下河原と呼ぶ刑場に連行し、ここで笞刑を執行し、刺墨をも併科する者については引き続き入墨を施し、その後定小屋（さだま眉なし小屋ともいう）と称する施設に収容します。長六下河原の刑場は、熊本城下の中心を流れる白川の薩摩街道上に架る長六橋の袂の川原を指します。したがって、ここは人通りの多い往還に面した場所であり、衆人環視の中でこれらの刑罰を執行したのです。

さて、定小屋収容後四日目から強制労働に従事させます。最初の三日間は、笞刑や入墨の傷の癒えるのを待つわけです。強制労働は朝の八時から午後の三時まで、主にお堀の溝浚えあるいは城郭の様々な場所の修繕などに使役します。それから雨の日とか、課すべき仕事が多くないときは、その定小屋の中で草履、草鞋、筵、縄といった類を作る藁細工の仕事をさせます。作業時間が朝の八時から午後三時までというのは意外に短いと感ぜられますが、三時に仕事を終了して定小屋に戻りますと、余力のある者はそこでさらに自分の仕事として藁細工をすることになります。作業有償制と元手の制

いままで申し上げた徒刑の内容を見ますと、取り立てて言うほどの事でもないと思われるかも知れません。しかし、熊本藩の徒刑制度で注目すべきはこれから述べることです。まず第一番目は、作業有償制と元手の制です。つまり、熊本藩は労役に対して一定の賃金を支給したのです。その賃金は本人に日々与えましたが、そのうちの何分の一かは役所が強制的に天引きして貯蓄をさせていました。最低でも一年間は収容されているのですから、刑期が満了して釈放される時、その蓄えた賃金を生業に就くための資金とするのです。これを元手の制と私は呼んでおります。

たとえば、徒刑が始まって間もないころの様子を記した「肥後経済録」(大村庄助著、熊本藩出身)という書を見ますと、こう書いてあります。「一日二六分宛之銭給り申候、尤毎日〳三分相渡し、酒二ても餅二ても望二給させ申候」。この記事によりますと、飲酒が認められていたということです。果たして本当かどうかわかりませんが、処遇がかなり寛大であったことが推測されます。最初に「御刑法草書」を施行したときの「御刑法方定式」という宝暦五年(一七五五)の規則によりますと、禁酒ではありませんが尾頭つきの魚などはその稼ぎの中から買って食べてよろしいと定めております。右の銀六分の賃金中、「残る三分ハ役所ニ預ケ置、出牢之節相わたし申候」とありますので、半分は貯蓄させたということです。

次に、この徒刑制度が始まって約二十年後の様子を書いた『肥後物語』という見聞録を見てみましょう。これは、亀井南冥という福岡県の儒者が実際に熊本に何度も出掛けて行って、自分の目で見たり聞いたりしたことを書き綴った書物です。そこには「一日の賃金をさだめ置きて、其内三ツの二ツは其日〳にあたふ」、つまり賃金の三分の二は毎日支給し、三分の一は貯蓄すると書いてあります。さらにもう少し時代が下がりまして、文化十一年(二八一四)ごろの「肥後熊本聞書」という見聞録を見ますと、賃金は一日に銭三十文であると具体的な数字が書いてあります。三十文のうち十文を本人に渡し、二十文を積み立てるのだということです。

右に見てきましたように、時代によって支給する金額や積み立てる割合が違っていたようです。いずれにしても強制労働が―たとえそれが世間相場よりはるかに低廉であったとしても―有償であったことがわかります。そして午後三時過ぎには自分で自主的に仕事をして、できあがった藁細工の製品は売却して、その代金をも貯蓄することが出来たのです。

## 教諭と就業の世話

熊本藩徒刑の第二に注目すべきことは、徒刑囚に対して教育的配慮を加味した処遇を行なっていることです。まず

徒刑の判決が出まして、笞刑と入墨が済みますと、徒刑囚一同は勢揃いをさせられて「向後慎之儀」、つまり今後悪いことをするなよという趣旨の説諭が加えられたのです。これは刑法方奉行の立ち会いのもとに担当役人が申し渡します。この説諭には、今後の強制労働については賃金を支給するから、それを蓄えてやがて稼業に取りつくための元手にするよにという一行が加えられております。また収容期間中は毎月一度、「心得条目」を読み聞かせております。「心得条目」の具体的な条文内容は判明しておりませんが、おそらく、どういう心構えで収容生活を送るべきかということ言つて聞かせたのだらうと思います。

収容中、正月と盆には徒刑囚を熊本城下のそれぞれの宗旨の寺に参詣させております。必ずしも自分の菩提寺が城下にあるとは限りませんが、先祖の墓参りという名目で、宗旨を同じくする寺院に参詣させるのです。ですから、参詣の際は寺の住職から説教が加えられた可能性があると思います。よしんばそれがなかったとしても、寺院への参詣という事は、収容者にとつて精神的な慰めになったことと考えられます。

そして、いよいよ刑期満了で釈放となるときも、再び徒刑囚に説諭が加えられました。釈放にあたっては親類と共に村役人や町役人を役所に出頭させ、釈放者と一緒に説諭を申し聞かせております。そして、呼び出した人々に対しては、釈放者の就業についての世話を命じております。

徒刑開始後、十七年たった安永元年（一七七二）のころになると、徒刑囚に対して今後はこういうふうにして暮らさなさいという趣旨の「教示書」を手渡しております。残念なことに、この「教示書」の現物は見いだしておりませんが、ここには釈放された後の生活上の心得が具体的に示されていたのだらうと想像しております。

熊本藩の徒刑制度を見てまいりますと、作業有償制が存し、作業報酬を強制的に積み立ててそれを就業資金にあてるための元手の制を備えており、さらに、自由時間における自主労働を採用していたのです。その他に、寺院への参詣、身元引き受けと就業のための世話、収容時や釈放時の説諭と毎月読み聞かせる「心得条目」などの教育的な処遇

が行われていました。天保年間のころ、つまり幕末に近いころになりますと、毎年春、釈放者が村の者なら村の役所（手永会所という）に呼び出して、この一年間の暮らしぶりを問いただしております。いわゆる釈放後の保護観察です。以上のことから、熊本藩の徒刑制度は、收容者本人を改善し、そして社会復帰させるという目的を持っていたことがわかります。この目的のために、「教化改善」「授産更生」という言葉で表わされる様々な施策が実行に移されていたといえます。

もつとも、徒刑という刑罰には本人を懲らしめる、懲戒という要素が多分にあります。徒刑に併科された笞刑の執行はその典型です。笞という字は音では「チ」といいます。「チ」というのは「恥（チ）」に通じますので、「笞は恥なり」ということで、笞刑には苦痛を味あわせることによって懲戒するという意味と、恥辱を加えて懲戒するという意味とがあります。受刑者を裸とし、公衆の面前で臀部を殴打するという執行法が採られるのは、そのためなのです。また、このような公開処刑は、一人を処罰することで一般の人々の犯罪を予防するという威嚇的効果をもたらします。このような一般予防主義と叫んでおります。つまり、みせしめです。当時の言葉では、「見懲（みごらし、みごり）」という表現を使いますが、そういう要素ももちろんあったのです。

しかしながら、徒刑が真に懲らしめだけの刑罰であれば、労役に対する賃金の支給は全く不要なことです。懲戒を加えるとともに、受刑者本人を教化改善しようとする考え方が盛り込まれてきたと見ることができると思います。したがって、この熊本藩の徒刑制度は非常に近代的な要素を含んだ刑罰であったといえます。それが九州の外様大名の細川氏のところから発祥したのです。宝暦五年（一七五五）に始まったということは、日本歴史上、画期的なことであらうと思います。

ちなみに、ヨーロッパにおいてこのような近代的な要素をもった自由刑は、オランダのアムステルダムの懲治場において、十六世紀終わりの一五九七年に始まったと言われております。江戸時代の日本は、長崎の出島においてオラ

ンダと国交をもっておりましたが、熊本藩の徒刑がオランダの自由刑の影響を受けた形跡は見受けられません。まずなかつたとみてよいと思います。

どうして熊本藩でこういった自由刑ができたのでしょうか。この設問に即答するのはとても困難ですが、私はつぎのように推測しています。すなわち、熊本藩がそれまで培ってきた文化を下地とし、これに加えて、中国の古来からの法文化、大宝律令、養老律令といった日本古代法、同時代としては幕府八代將軍徳川吉宗の改革等に学ぶところがあつて、これらを総合して案出したのだと。

### 三、佐賀藩の「徒刑」

熊本藩の徒刑制度は、以上に見てきたように注目すべき優れた内容を備えていたわけですが、この徒刑制度がやがて徐々に広まっています。次いで佐賀藩において、犯罪人を教化改善して社会復帰させようという趣旨の自由刑が生まれました。ここでは「徒刑」と表記し、地元ではこれを「づざい」と呼んでいるそうです。佐賀藩は鍋島氏三十五万石の外様大名で、熊本とは隣藩とでも言うべき近い位置にあります。佐賀藩が熊本藩を参考とするのは、大いに考えられることです。地元研究者の論文を読みますと、佐賀藩の学者は多くの人が熊本に留学しております。ですから、熊本藩の諸政策を知ることが可能であつたわけです。

佐賀藩は、熊本藩の徒刑実施より約三十年ほど遅れて、「徒刑之法」というものを制定しました。天明三年（一七八三）のことです。これは前文と本文二十八個条とから成り立っています。それを見ると、佐賀藩は窃盗に適用する徒刑を八等級としました。その徒刑は百五十日から始まって二百五十日、一年、一年半、二年、三年、五年、七年の刑期を有します。従来、佐賀藩でも窃盗犯に対しては追放刑を用いました。居住地を追い払う所払が最も軽く、それ

に始まって、御城下払・居郷払、佐嘉郡払、二郡払、三郡払、五郡払、七郡払、最も重い追放は外国追放すなわち領分外追放になります。そうした追放刑に代えて徒罪という自由刑を設けたわけです。

それから、博奕犯の再犯以上について徒罪を適用しております。初犯については罰金の銀三十匁を科し、再犯が徒罪二百五十日、再々犯つまり三犯が徒罪一年、四犯が徒罪一年半、五犯になると場合によっては死罪も科すと規定しております。このように佐賀藩では、窃盗と博奕についてだけ徒罪を適用すると定めております。もちろん博奕の座親とか、博打道具を売買する商人などの博奕関連犯罪についても徒罪に処すということになっております。

佐賀藩の場合も教化改善主義の精神の存したことが、「徒罪之法」の前文を読むことによつてはつきりいたします。「不所存之者共、悪業不致、趣意善心ニ相移候ため」にこの規定をつくつたのだと述べております。それから「銘々之教諭固相守、極悪之者も何卒善念ニ翻候様可相諭候」とも記しており、教諭による改善を目指していたのです。

佐賀藩の場合には寛政九年（一七九七）に「徒罪之法」の改正があつて、改悛の情が著しい者については所定の刑期に満たなくても釈放することにしております。収容期間中であつても、この人間は二度と罪を犯さない、世の中にいしてもまつとうに暮してゆけるという見極めがつけば釈放するのです。刑期前釈放の制度です。つまり、徒罪の目的の一つとして、収容者を改善して社会に再び戻すという考え方が佐賀藩に強く芽生えたからだと思われまゝ。これは刑法思想上、非常に画期的なこととす。とは言え、徒罪制度がどれほど効果があつたのか、今後はその運用の実態について研究を進める必要があるでしょう。

佐賀藩の徒罪囚の労役としては、やはり河川とか掘割の浚渫などの力仕事、また佐賀藩は陶磁器の産地ですから、有田の窯業に関する肉体労働などが挙げられております。単純な肉体労働が多いわけです。これらの労働に対しては、一日に錢二十文を支給すると「徒罪之法」は明確に規定しております。半分を毎日支給して生活必需品を整えさせ、半分を積み立てて釈放のときに渡すのです。ただし、熊本藩と違って、釈放のときには親類縁者の者に渡し、本人に

は渡さない」と書いてあります。なお、佐賀藩においても徒罪囚の目印として、頭を散切とする総髪を採用しています。

#### 四、会津藩の「徒刑」

次に会津藩の徒刑を見てみましょう。会津藩は寛政二年（二七九〇）に「刑則」という刑罰法規集を制定しております。これには立派な序文がついており、本文は七十一箇条から成ります。徒刑は半年、一年、一年半、二年、二年半の五種類です。

周知のとおり、会津藩というのは三代將軍家光の弟保科正之を藩祖とする松平氏二十三万石のいわゆる御家門で、幕府にたいへん親しい藩です。この藩がやはり熊本藩の刑事政策から多くを学んでつくったのが、「刑則」という名の刑罰法規集です。会津藩の徒刑もまた熊本藩や佐賀藩の場合に同じく、会津藩がこれまで適用してきた様々な追放刑に代替する刑罰として創設した刑罰でした。

会津藩の徒刑で特筆すべきは教育ということです。非常に教育を重んじております。序文には、これを解説した注釈が付随しているのですが、その注釈は次のように述べております。すなわち、「犯科ノ次第ヲ告諭シテ、本心ニ立カエルヨウニ教ユルコトナリ」、「教諭ニヨリ我先ノ非ヲ悔ミ、過ネタルコトハ夫マテニシテ、思ヒカエテ善ニ移ルヲ、悔<sub>レ</sub>非改<sub>レ</sub>過ト云フナリ」とあります。要するに、教諭という手段を用いることによって、過ちを悔いて善に移るようにさせるのだと述べているのです。

会津藩の場合も佐賀藩に同じく、本人の改善が見極められたならば刑期前でも釈放するという刑期満了前釈放の制度を備えていました。ただし、刑期が来ても改善の兆しの見られない者に対しては刑期を延長する規定が存しました。この点が佐賀藩と違うところです。

「刑則」を見ますと、第二十九条には徒刑の内容について、「終日辛苦煩辱之事を操らしめ、寒暑風雨之勞に役して可懲之」と定めております。つまり一日中辛く苦しい煩わしい仕事をさせて、寒さ暑さの厳しい日や、風雨の激しい日の苦役をもって懲戒するのです。会津藩の徒刑は、受刑者に対する懲戒と教育に重点が置かれていたのでした。このことは、刑期前釈放および刑期延長の制と密接に関連していると思います。

会津藩の徒刑制度が作業有償制、強制積立て、元手の制を備えていたことは言うまでもありません。地理的にも遠く、また藩の性格も異なる会津藩が、熊本藩から多くを学んだことはきわめて興味深い現象だと思えます。

## 五、幕府の「寄場」

続いて幕府の寄場ですが、これも実を申しますと、熊本藩の徒刑制度をよく学んで作った制度です。寄場は、時の老中の松平定信が火付盗賊改加役の長谷川平蔵に命じて、江戸の隅田川河口の石川島につくった施設です。それ故、「石川島人足寄場」という呼称が一般に行なわれております。石川島というのは隅田川が江戸湾にそそぐ河口にある砂州、川中島です。そこに施設をつくったということは、収容者を江戸市中から隔離すると共に逃走を防止するという意味合いがあったわけです。この幕府の寄場が熊本藩の影響をこうもむつております。影響をこうむると言うことと受け身の表現ですが、むしろ松平定信が熊本藩徒刑を積極的に学び、幕府の過去の政策などと共にこれをも参考として創設したのです。その際、実際に現場で仕事をした人が長谷川平蔵です。長谷川平蔵はあくまで大工の役目で、松平定信は施行主の役目だったと考えてよいと思います。この点、寄場は平蔵が定信に進言して創設したのだという、世間一般に通用している説は間違っていると私は考えております。寄場という施設を平蔵が自主的に考えたわけでもなんでもありません。定信が創意発案したことを実施するにあたって担当者を物色した時に、平蔵が出てきただけの話なのです。

寄場は寛政二年（一七九〇）の二月に開所しています。発足当初は無罪の無宿、つまり罪を犯しても奉行所から敲や入墨の刑を受けて釈放された者で、身元引受人もなくそのまま世の中に出すとまた悪さをするのは目に見えているという者を、寄場に収容しました。そういう人々を主に収容したわけですが、寄場でも教化改善主義に基づいた処遇が行われております。

寄場の場合も作業に対して賃金が支給されました。この賃金は腕に技術をもつ人足は比較的高いお金をもらい、腕に技能を持たない人足は掃除、堀の浚渫、土方などの単純労働に従事し、その場合は賃金が安かったのです。多少なりとも腕に技術をもつ人足には紙漉きとか鍛冶屋とか屋根葺きとか駕籠屋とか、寄場開設の頃は二十種類ほどの仕事をさせていました。強制貯蓄をしたためのお金を「溜銭」と呼んでおりますが、そういう技術をもつ者については溜銭が十貫文に達したならば釈放し、そうでない単純労働をしている人足につきましては三貫文に達したら釈放するきまりでした。期間でいうと、だいたい三年ぐらいが平均だったようです。

この寄場でも、溜銭が十貫文にならなくても一生懸命やっついて、もうこの人足は世の中に出しても大丈夫だと判断した時には、たとえば溜銭が六貫文にしか達していなくとも、残りの四貫文は寄場役所が補充して十貫文にして釈放するということをしていたようです。したがって、これも刑期前の釈放と見做してよいと思います。いわゆる不定期刑の思想ですが、この考え方が寄場にも見られるのです。

このように、松平定信は教化改善主義に基づく処遇を考えた一方で、収容者本人に対する懲戒、懲らしめということも考えておりました、彼の自叙伝『宇下人言』を見ますと、「寄場にてはからき目をするにぞ」、そして、犯罪者本人も恐れ、かたわらの人々も恐れて、「いま無宿に成りたらば、寄場へ入らるべしとて恐る、こそ限なき御仁政なるべし」と記しています。つまり、本人を懲戒すると同時に世間一般の人々に対して「寄場に入れられると大変だぞ」ということを周知徹底させることが、幕府の仁徳あふれる政治なのだと考えていたわけですね。

さて、幕府の寄場は、熊本藩や佐賀藩よりも後に始まった制度であり、また幕府は諸藩から比べてたいへん大きな権力ですので、熊本藩や佐賀藩の徒刑制度と比較して優れている点がいくつかあります。幕府の寄場は規模が大きく収容者数も多かったのですが、まず第一は、収容者の行なう作業の種類が多いことです。したがって、職業訓練的な要素が加わっていることが挙げられると思います。第二に、改善著しいものを所定期間以前に釈放するという制度、すなわち不定期刑の考えが盛り込まれていることは、既に述べた通りです。第三に、収容者である人足を積極的に教育したことです。寄場では月に三度の休業日がありましたが、その日に江戸市中から心学の先生を招いて、心学道話を聞かせました。そして人足どもに心の持ち様というものを教え諭したわけです。

第四に、収容者の着衣に斬新な工夫を凝らして、収容年数ごとに水玉の数を減らすという、一種の進級制の考え方を採用しました。人足の着衣として柿色の地に水玉模様をあしらった法被はっぴを着せたのですが、収容一年目は水玉がたくさんついていく法被、二年目は水玉を減らした法被、三年目は水玉が全くない柿色無地の法被と、だんだん釈放に近づいていくという進級制を設けたのです（もつとも、水玉模様が寄場の創設時からのものであることは間違いありませんが、収容年数とともに水玉の数を減らす処遇法がいつから始まったかは判然としません）。第五番目に、社会復帰の予行演習として、江戸市中に出掛けて買って買物などの雑役をさせる「外使そとづかい」という制度を採用しました。このように、今日の懲役刑の処遇に通ずる方法が幕府の寄場制度の中に見いだせるのです。

寛政四年（一七九二）六月、定信はわずか二年ほどで長谷川平蔵の寄場取扱の職を解任すると同時に、寄場奉行という正式な職名をつくって、村田鉄太郎という人物を初代の寄場奉行に任命しました。この措置は、寛政四年六月をもって寄場が幕府の恒常の施設として位置づけられたことを意味します。これを「永統之立法」と呼んでいます。換言すれば、平蔵が寄場取扱の肩書をもって運営していた二年間程は、寄場は臨時の施設であったわけです。

寄場が発足して三十年後の文政三年（一八二〇）、いままでは主として無罪の無宿を収容していたのですが、江戸払

以上の追放刑の者をも収容することにしました。つまり、犯罪者をも収容することにしたのです。今日の概念で言えば、寄場は発足した当時は保安処分のための施設であったといえます。しかし、江戸時代においては、刑罰の執行と保安処分とを明確に概念区分して考えてはおりません。それ故、幕府の寄場は発足の当初から徒刑制度の性格を備えていたと私は考えるのです。

ちなみに、幕府の寄場は明治時代になってからも石川島徒場、警視庁懲役所、石川島監獄署と名称を変えて存続し、やがて巣鴨に移転して巣鴨監獄となり、更に移転して現在の府中刑務所となったのです。

寄場でも収容者の精神的な慰安ということを考えております。ああいうところで苛酷な労働に従うわけですから、収容者は病気になるたり、情緒不安定になったりして、常に心の不安をかかえているのです。寄場では人足共の願いによって寄場稲荷というものを建てております。寄場稲荷は現在は何んと府中刑務所構内に鎮座しています。もちろん、寄場稲荷とは呼んでおりませんが。それは施設が移転するとともに稲荷神社も勧請していったからです。今日、府中刑務所に勤務する刑務官の皆さんはこのことをご存知ないようです。現在は、地元の人々が中心となって初午のお祭りをしているようです。

## むすびにかえて

最後に、徒刑および寄場思想の波及ということ、ごく簡単に申し上げます。江戸幕府はなんといっても大きな権力ですから、その与える影響も大きいのです。寄場の制度がこのように恒常的になって、しかも効果が一応あがっているということになりますと、追放刑の矛盾と弊害に悩む諸藩の中には、幕府の寄場を参考として、寄場施設や徒刑制度を創るところがでて来ます。ここでは、あきらかに熊本藩徒刑と幕府寄場の両者を参考とした事例だけを示して

おきます。第一は、津藩の「揚り者」という刑罰です。文化十一年（二八一四）に始まったこの刑罰は、追放刑に処したのでは重すぎるが、しかし即座には釈放しがたい場合、又、追放刑に該当する犯罪であっても悪徒に誘われて一時的な料簡違いを起した場合などに科すもので、所定の期間、施設に拘禁してその間は強制労働を科したのです。もちろん、作業有償制、元手の制などを備えていました。第二は、和歌山藩の徒刑策草案です。これは文政十二年（二八二九）の草案で実施には移されませんでしたので、内容は申し上げませんが、草案の前文中に、「既ニ公邊ニては、死刑以下之刑人をハ古しへの徒刑の振合を以筑田嶋ニ差置れ、破損所又ハ河浚等の出役ニ遣ひ候儀有之、肥後表杯ニも先年より右之作法行れ候由候」と見えている。

それから、津山藩（美作国、松平氏十萬石）が設置した勸農所と督業場を紹介しておきましょう。この二つの施設は授産更生の施設であつて、犯罪者の拘禁施設ではありません。文化元年（二八〇四）に創設の勸農所は、農業を奨励するところ、つまり農村部において博打をしたり飲んだくれたりは無頼放蕩の輩が数多く徘徊していたわけで、そういう連中を一定期間、施設に強制的に収容して農業を仕込むのです。このときにやはり、処遇としては作業有償制を採用し、強制的に貯蓄することをさせています。そして、放免のときは農具代として米三俵から六俵が支給されました。またもとの農業に戻れるようにという趣旨です。これを町人に適用したのが督業場です。これは時代が遅れまして、天保十三年（一八四二）の成立です。津山藩の両施設の目的や処遇法にも、熊本藩に発祥した徒刑制度の流れが入り込んでおり、かつ幕府の寄場からも学ぶところがあつたように思われます。

幕末になると多くの藩が徒刑や寄場を採用しますが、江戸時代に始まった熊本の徒刑制度の精神は、実は明治時代に入つてそのまま新政府に引き継がれており、このことが重要です。明治元年（二八六七）十月晦、明治と改元をしてまもなくのことですが、新政府は刑罰に関し、行政官布達をもつて全国に指令を出しました。この布達は、追放と所払を徒刑に換えること、徒刑については土地の便宜によつて各々制を立つべきこと、その具体的制度はそれぞれの

府藩県が自分の考えに従って当分は取り計らうことを命じています。

刑法の編纂施行は国家統治の急務ですので、新政府は明治三年（一八七〇）十二月、ほかの法典に先立って「新律綱領」という初めての全国統一刑法典を頒布いたします。今日と違って頒布ということをしめます。その中に五等級の徒刑を設けました。一年から三年までの刑期です。その徒刑の中身を見ますと、「凡徒ハ、各府藩県、其徒場ニ入レ、地方ノ便宜ニ従ヒ、強弱ノ力ヲ量リ、各業ヲ与ヘテ役使ス、毎日、凡人雇工錢十分ノ一分ヲ給シ（世間一般の日雇い労働の十文の一の額で賃金を支給し）、其半ヲ官ニ領置シ、徒限滿レハ、放チテ郷里ニ還シ、生業ヲ営ムノ資ト為ス、（中略）労役苦使シ、以テ惡ヲ改メ善ニ遷ラシム」とあります（名例律上、徒刑五の條）。まさしく熊本藩に起った徒刑制度の精神と具体的内容が、明治時代最初の全国統一刑法典に盛り込まれているのです。

江戸時代の徒刑制度を概観するに、収容対象が犯罪者であれ、あるいは無罪の無宿や無頼放蕩の徒であれ、その共通する目的は、これらの者が健全な社会人として再び世の中に復帰できるようにすることであつたと思われまゝです。この目的達成のために、その処遇に教育的配慮を加味し、作業有償制とそれに基づく元手の制などを採り入れたのです。不定期刑の思想も、徒刑制度の右の趣旨から自ずと発生したものと考えられます。

以上をもつて終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。